

# 珠洲市再犯防止推進計画



「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向けて

令和3年（2021年）12月

珠 洲 市

## 目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	計画の支援対象者	1
5	基本方針	2
6	計画の推進	3
第2章	再犯防止をとりまく状況	
1	再犯者率・再入者率の状況	4
2	再入者の状況	5
3	犯罪をした者等の就労に関する状況	6
4	協力雇用主に関する状況	7
5	保護観察終了時に無職である者の状況	7
6	刑務所出所時に帰住先がない者の状況	8
7	更生保護施設及び自立準備ホームの状況	9
8	保護司の状況	9
第3章	重点課題における取組	
1	就労・住居の確保等の取組	10
(1)	就労の確保	10
(2)	住居の確保	11
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進の取組	12
(1)	高齢者または障害のある方への支援	12
(2)	薬物等の依存を有する者への支援	13
3	非行の防止・学校と連携した就学支援のための取組	14
4	民間協力者の活動の促進、広報・啓発運動の推進のための取組	15
(1)	民間協力者の活動の促進	15
(2)	広報・啓発活動の推進	16

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号、以下「再犯防止推進法」という。）第 4 条第 2 項に、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされ、令和元年 12 月には「再犯防止推進計画加速化プラン」が閣議決定されました。そして、国においては平成 29 年 12 月に「再犯防止推進計画」が策定されました。

犯罪をした者等の中には、適切な支援を実施することにより、犯罪を未然に防ぐことができた事例もあることから、誰もが支援を受けることのできる環境づくりが必要です。本市におきましても、実情に応じた再犯防止施策を実施し、犯罪をした者が円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる、そして「誰一人取り残さない」共生社会の実現を目指し、「珠洲市再犯防止推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に規定する地方再犯防止推進計画として、位置づけています。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。ただし、PDCA サイクルに基づき、随時検証を行いながら見直しを行ってまいります。

## 4 計画の支援対象者

有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者とします。

## 5 基本方針

国の再犯防止推進計画に設定されている5つの基本方針と7つの課題を踏まえ、本市の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の重点課題に取り組みます。

### 【重点課題】

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援
- 4 民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進

### 《参考》

#### 国の再犯防止計画に提示されている5つの基本方針と7つの重点課題

##### 【5つの基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。

- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保険医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した就学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

## 6 計画の推進

---

この計画を推進するために、国の機関、県、民間団体等と連携・協力を図り、積極的に情報交換等を行いながら、再犯防止の施策を推進します。

また、PDCA サイクルに基づき、随時検証を行いながら取り組みを進めてまいります。

## 第2章 再犯防止をとりまく状況

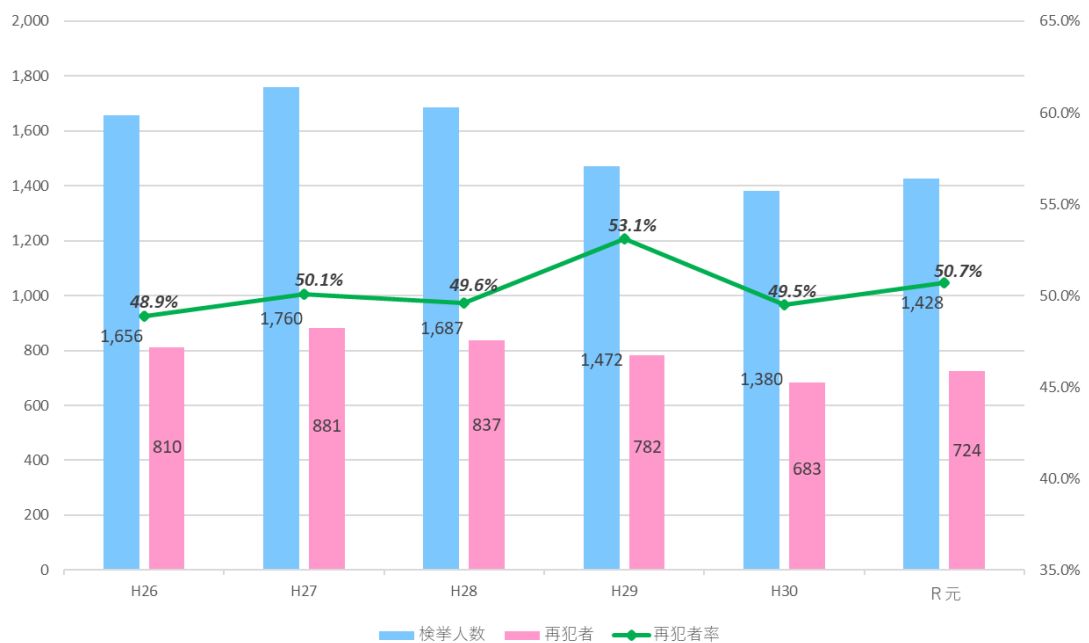
### 1 再犯者率・再入者率の状況

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに減少している一方、刑法犯の検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は、上昇傾向にあります。

石川県では、令和元年の刑法犯検挙者1,472名のうち、再犯者は724名で、再犯者率は50.7%となっており、5年前の平成26年と比べて1.8ポイント上昇しているものの、令和元年と比べて1.2ポイント下降しています。

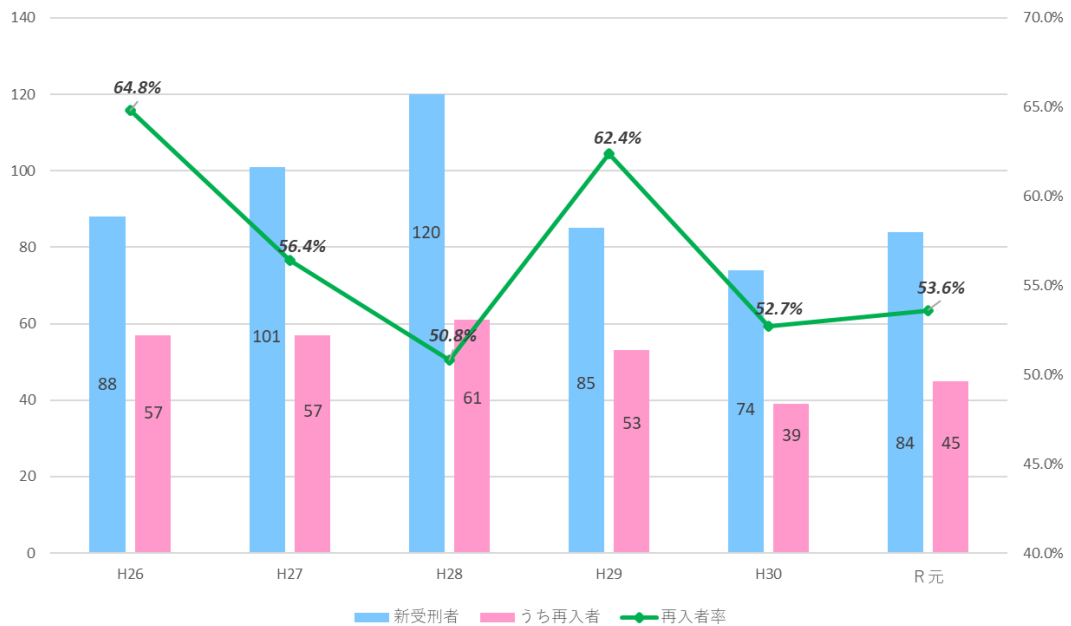
また、令和元年に刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下「刑事施設」という。）に入所した受刑者のうち、犯行時に居住地が石川県であった者は84名でしたが、このうち、刑事施設への入所度数が2度以上の再入者は45名となっており、新受刑者に占める再入者の割合（再入者率）は53.6%となっており令和元年と比べて0.9ポイント上昇しています。

【石川県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率】



出典：法務省名古屋矯正管区 提供資料

【新受刑者中の再入者及び再石川県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率】



出典：法務省名古屋矯正管区 提供資料

## 2 再入者の状況

平成 30 年度における出所後 2 年以内に刑事施設に再度入所した者（犯行時に居住地が石川県であった者）14 名のうち、主な罪名別、特性別の再入者数については、下記のとおりです。

【出所受刑者の 2 年以内再入者数（犯行時に居住地が石川県であった者）〈罪名・特性別〉】

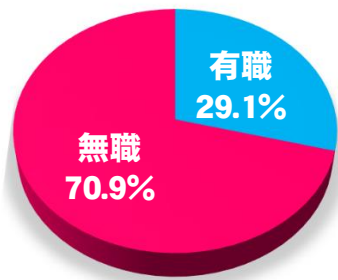
		H25	H26	H27	H28	H29	H30
2 年以内再入者数		18	13	24	15	17	14
罪名別	うち覚せい剤取締法違反	5	2	4	4	4	4
	うち性犯罪	1	1	1	1	1	0
	うち傷害・暴行	1	0	1	0	0	0
	うち窃盗	9	9	14	7	6	8
特性別	うち高齢（65 歳以上）	2	2	5	2	1	2
	うち女性	6	0	4	1	2	2
	うち少年	0	0	0	1	2	0

出典：法務省名古屋矯正管区 提供資料

### 3 犯罪をした者等の就労に関する状況

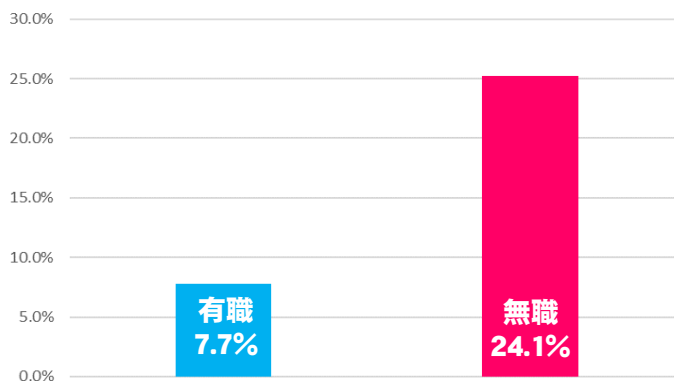
過去に刑事施設を出所し、再び犯罪をして刑事施設に入所した者のうち、再犯時に仕事に就いていなかった者は、全国で約7割となっています。また、保護観察終了時に、仕事に就いていた者の再犯率と比べて、仕事に就いていなかった者の再犯率は約3倍高くなっています。

【全国の刑務所入所者に占める無職者の割合】



法務省名古屋矯正管区 提供資料

【全国の有職者と無職者の再犯率】



法務省名古屋矯正管区 提供資料

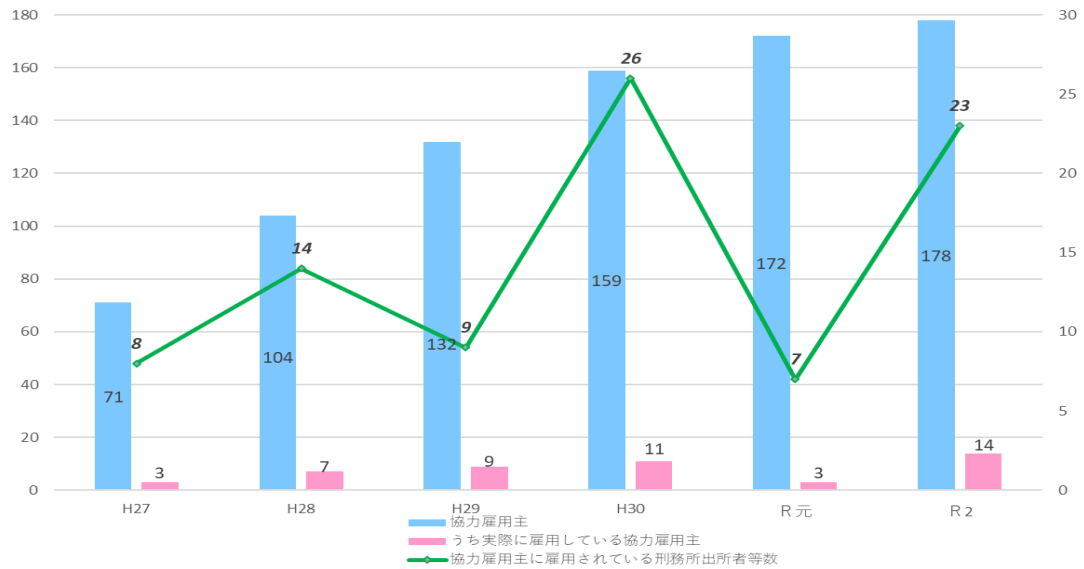


## 4 協力雇用主に関する状況

県内の令和2年における協力雇用主数は178であり、そのうち実際に雇用している協力雇用主数は14社、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数は23名となっております。

平成27年以降の5年間で、県内の協力雇用主数は増加傾向にあります。

【県内の協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数（各年4月1日現在）】

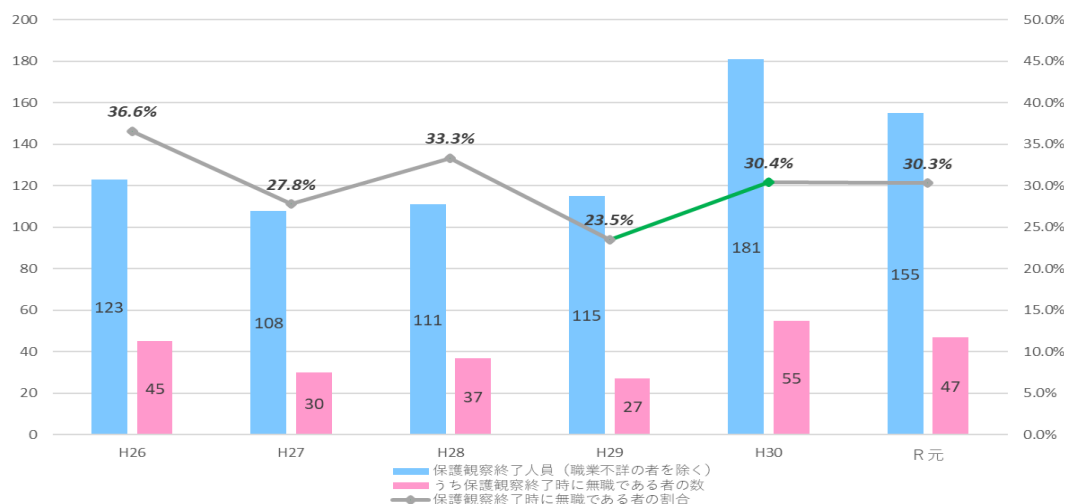


出典：法務省名古屋矯正管区 提供資料

## 5 保護観察終了時に無職である者の状況

県内の令和元年における保護観察終了人員155名のうち、無職である者の数は47名となっており、保護観察終了時に無職である者の割合は46.9%となっております。

【県内で保護観察終了時に無職である者の数及びその割合（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）】

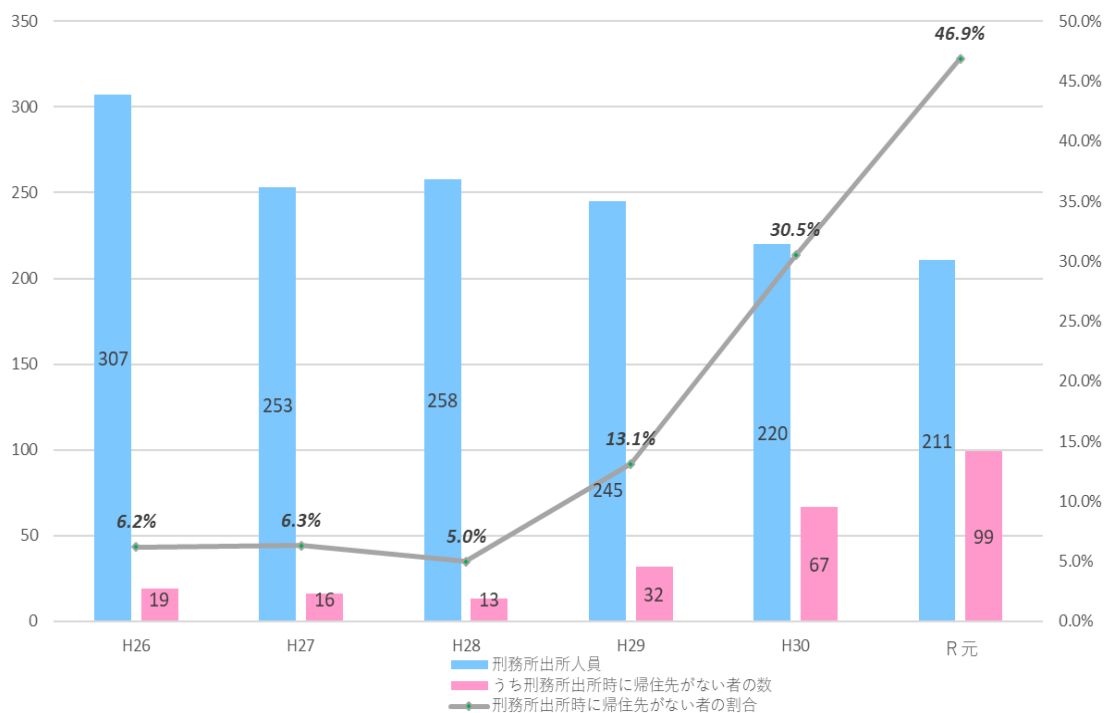


出典：法務省名古屋矯正管区 提供資料

## 6 刑務所出所時に帰住先がない者の状況

令和元年における金沢刑務所出所人員 211 名のうち、帰住先がない者の数は 99 名となっており、刑務所出所時に帰住先がない者の割合は 46.9%となっています。

【金沢刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合】

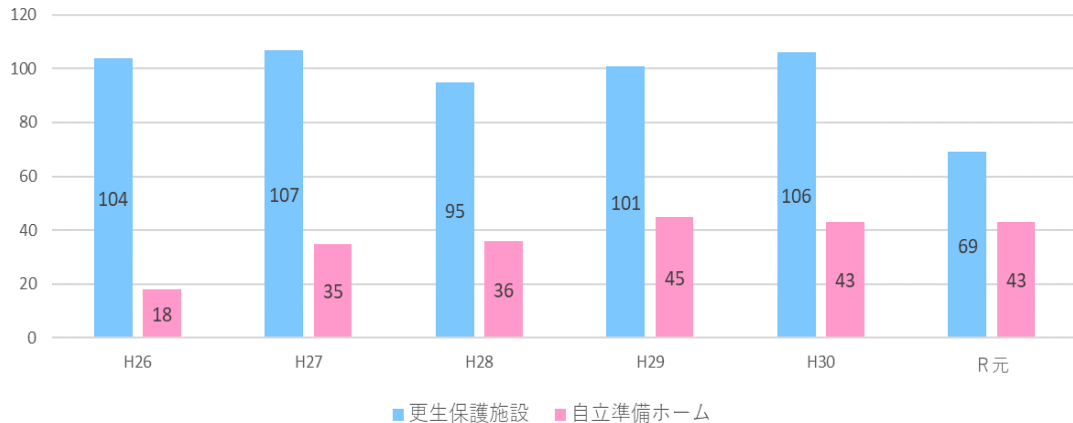


出典：法務省名古屋矯正管区 提供資料

## 7 更生保護施設及び自立準備ホームの状況

県内で令和元年における更生保護施設において一時的に居場所を確保した者は 69 名、自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者は 43 名となっています。

【県内の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数】

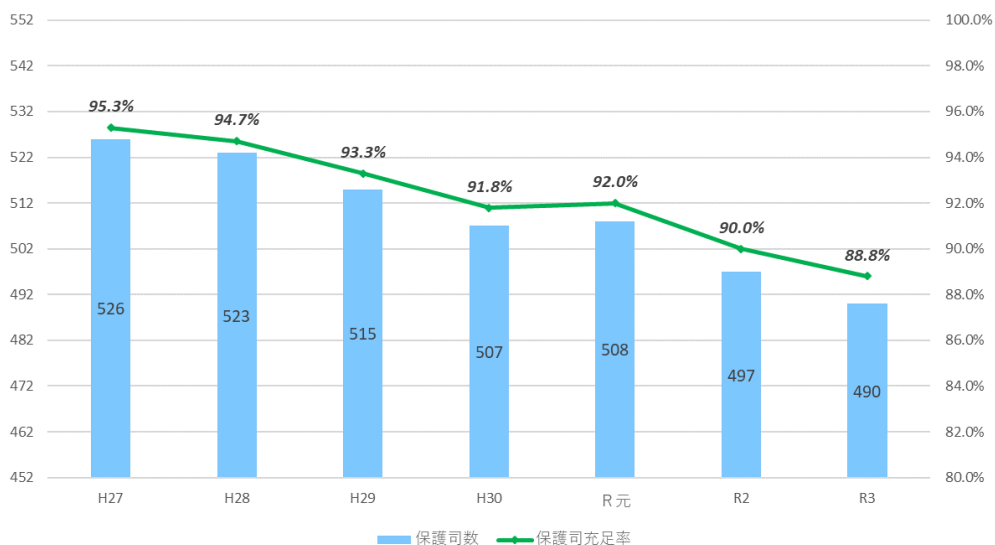


出典：法務省名古屋矯正管区 提供資料

## 8 保護司の状況

県内の令和 3 年における保護司数は 490 名となっており、保護司定数を占める保護司数である保護司充足率は 88.8%となっており、年々減少傾向にあることが懸念されます。

【県内の保護司数及び保護司充足率（各年 1 月 1 日現在）】 保護司定数：552 名



出典：法務省提供資料

## 第3章 重点課題における取組

### 1 就労・住居の確保等の取組

#### (1) 就労の確保

##### ① 現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも大きく影響するなど重要な要素です。一般的に、刑務所出所者等の求職活動は、その前科等のため就職に当たって困難が大きく、また、いったん就職しても、基本的なマナーや人間関係能力の不足により早期に離職するなど、職場定着に困難を伴う場合が多くあります。

全国では、刑務所への再入者は初入社に比べて無職であった者の占める割合が高く、再入者の約7割が再犯時に無職の者となっています。また保護観察終了時点の有職者と無職者について、保護観察中に再犯し、保護観察が終了した者の割合を比較すると、無職者は有職者の約3倍になっており、再犯の防止には就労の確保が極めて重要であります。

一方で、刑務所からの出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である「協力雇用主」への登録は、令和3年4月時点で1社に留まっており、雇用に結びついていない現状であります。

再犯を防止するために、就労を希望する者に対しては支援機関と連携し、相談及び情報提供を行い、就職活動のサポートを行います。すぐに就労することが困難な者には相談を受け付け、就労に向けた準備をする機会や場所を提供し、安定した就労状況の実現できる支援体制を確保します。

##### ② 具体的な取組施策

<b>就労支援に関する相談窓口</b>	福祉課
生活困窮者の就労に関する相談を受け付け、一般就労に向けて市とハローワークが一体となり支援します。	
<b>一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保</b>	福祉課
生活に困窮している刑務所出所者等に対し、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業を、令和4年度の実施に向けて取り組んでまいります。	

<b>市の入札参加資格の格付けに係る主観点数制度</b>	総務課
<p>市の建設工事に係る競争入札参加資格の格付けに係る主観事項として、金沢保護観察所に協力雇用主として登録している事業所に対し、主観点数の加点措置を実施しています。</p>	

<b>国の専門窓口による支援</b>
<p>矯正就労支援センター（コレワーク）の利用方法を周知し、雇用を希望する事業者をサポートすることにより、就労支援を促進します。ハローワークでは求職者に対して相談・指導を実施し、希望に合った職場への職業紹介等を実施します。</p>

## (2) 住居の確保

### ① 現状と課題

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための前提であり、再犯防止を図る上で大変重要です。国によると、刑事施設を満期で出所した者のうち、約 4 割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そしてこれらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかになっています。

更生保護施設等はいくまでも一時的な居場所であり、対処後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要ですが、身元保証人がいないなどの事情でアパート等への入居が困難な場合があるなどの課題があります。

再犯を防止するために、対象者の状況に応じて公営住宅等への入居支援や生活困窮者への自立相談支援事業を通じた住まいの確保の支援を行い、安心して暮らせる住まいを確保し、住み続けられる住環境を提供できる支援体制を確保します。

### ② 具体的な取組施策

<b>市営住宅・賃貸住宅の受入れ</b>	環境建設課
<p>矯正施設等に対し、市営住宅・賃貸住宅についての情報提供を行うとともに、保護観察対象者等の入居における配慮の必要性の検討を行います。</p>	

<b>犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の確保</b>	環境建設課
低所得者等に対して、市営住宅又は賃貸住宅への入居の受入れを行います。	

<b>離職等による住居喪失に対する支援</b>	福祉課
犯罪をした者等を含め、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は、住居喪失の恐れのある方からの申請に対し、生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金を支給します。	

## 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進の取組

### (1) 高齢者または障害のある方への支援

#### ① 現状と課題

全国では、刑法犯の検挙人員総数が減少する中、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、年齢層別で見ると、近年最も多くなっています。また、刑務所等から出所した者が、出所後2年以内に再入所する割合についても高齢者の割合が多く、その中には短期間で再入所も多くなっており、再犯の常習化を防ぐことが重要です。

矯正施設に収容されている者のうち、帰るべき適当な住居がなく、また出所後、直ちに福祉サービスにつなげる必要があるものについては、地域生活定着促進事業が実施されますが、一方で、支援を希望しない者など、必要な福祉サービスの確保に至らないまま出所する者もいます。再犯防止のためには、関係機関との連携を強化し、高齢者又は障害がある方など特性に応じたサービスや支援の利用につなげる体制の確保が必要です。

また、矯正施設出所者等に対する支援だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉支援に結び付けることなどが犯罪等の常習化を防ぐために重要です。

## ② 具体的な取組施策

<b>障害がある方への支援</b>	福祉課
身体・知的・精神の障害の程度や特性に応じて、利用できる制度を案内し、障害福祉サービス等による日常生活の支援や、医療費の軽減に係る支援等を実施します。	
<b>認知症高齢者等への支援</b>	福祉課
認知症により判断能力が不十分となり、犯罪をしてしまうケースもあることから、認知症に関する疾患や症状、対応についての普及啓発を行い、認知症の人や家族の生活を支援します。	
<b>生活困窮高齢者等への支援</b>	福祉課
高齢の生活困窮者に対しては、市が窓口となり相談対応を実施し、利用できる制度の案内又は関係機関と連携し支援を実施します。	
<b>成年後見制度利用者への支援</b>	福祉課
認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人に対し、成年後見制度の利用を支援します。	
<b>地域生活定着促進事業</b>	石川県地域生活定着支援センター
矯正施設出所後に、頼れる身寄りもなく、住居が確保できないなどの事情により、社会復帰が困難な高齢者及び障害者の社会復帰を支援するため、石川県は地域生活定着支援センターを運営しています。 センターでは、保護観察所、矯正施設、市町、地域包括支援センター、相談支援事業所、福祉施設等と連携し、矯正施設入所中から、出所後直ちに福祉サービスを利用できるよう、受入れ先施設等の調整や福祉サービス利用等に必要の手続きのコーディネート業務、出所後のフォローアップ業務、相談支援等を行っています。	

## (2) 薬物等の依存を有する者への支援

### ① 現状と課題

全国での覚せい剤取締法違反による検挙人員は、約1万人となっております。また、近年、同一罪名の再犯者率は上昇傾向にあります。

薬物事犯者や窃盗事犯者等の多くは、犯罪をした者等であると同時に、薬物

等の依存症者である場合もあり、薬物等の依存症からの回復には、継続的な治療・支援を受けることが重要となります。薬物等の依存からの回復には、長い期間を要することから、更生保護関係機関のほかに医療機関など、より多くの機関と連携した支援が必要です。

## ② 具体的な取組施策

<b>薬物依存者等の相談窓口</b>	健康増進センター
薬物依存者を始め各種依存症に悩む人からの相談があったときに回復に向けて支援等を実施し、必要があれば関係機関へとつなぎます。	

<b>犯罪をした者等に対する保険医療・福祉サービスの周知</b>	健康増進センター
薬物等の依存症者に治療可能な医療機関や民間の立ち直り施設などを紹介し、薬物等の依存症者が適切な支援を受けられるよう努めます。	

<b>精神保健福祉相談</b>	福祉課
精神に関する病気をお持ちの人、家族や関係者を対象に、こころの健康相談、精神科受診及び自立支援の相談を、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士などが対応します。	

## 3 非行の防止・学校と連携した就学支援のための取組

### ① 現状と課題

人口減少に伴う少子化を反映して、検挙人数に対する14歳以上20歳未満の少年の割合は減少傾向にあり、非行少年数も年々減少を続けています。

また、高校進学率が全国で98%を超える中、刑務所の受刑者の学歴は、中学校卒業までの者が多くなっています。

非行等により不登校になり、後に学校を中退する者もいることから、相談支援の充実を図ることが必要です。また、非行等を理由に通学・進学を中断したが、修学の意思のある者に対して、就学支援をすることが重要です。

また、学び直しを望む矯正施設出所者等に対する適切な支援が必要であるとともに、関係機関が連携した非行防止活動や啓発活動に取り組む必要があります。



## ② 具体的な取組施策

<b>警察と学校等が連携した非行防止活動の実施</b>	教育委員会事務局
児童・生徒の非行防止、健全育成及び犯罪被害防止に向け、珠洲警察署の協力を得て、犯罪行為や非行を未然に防ぐ取組を進めてまいります。	
<b>学校関係者の研修</b>	教育委員会事務局
各学校ではいじめや児童虐待、不登校、ネット問題等、児童生徒に関する諸問題の解決に向けて、校内研修を実施し、校内の取組を一層進めます。	
<b>学び直しを望む矯正施設出所者等に対する支援</b>	教育委員会事務局
学び直しを望む矯正施設出所者等は、定時制・通信制高校や放送大学等で学ぶことができます。石川県においては、卒業までの間（最長2年間）、授業料に相当する額の学び直し支援金の制度がありますので、学び直し希望者がスムーズに入学相談ができるよう石川県との連携に努めます。	

## 4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発運動の推進のための取組

### (1) 民間協力者の活動の促進

#### ① 現状と課題

本市における再犯防止等に関する施策の実施は、犯罪をした者の指導・支援、犯罪予防活動等にあたる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会など、民間ボランティアの協力によって支えられています。

また、県内の様々な民間団体等では、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動を行っている例もあり、地域における「息の長い」支援を確保する上でも、そうした活動の更なる促進が望まれます。

しかしながら、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、活動を促進するにあたっての課題があります。

## ② 具体的な取組施策

<b>保護司会への補助金の交付支援</b>	総務課
更生保護活動や青少年健全育成の促進に寄与することを目的として、補助金を交付します。	

<b>更生保護施設親和寮建設に係る補助金の交付支援</b>	総務課
更生保護法人徳風苑が運営する更生保護施設親和寮が金沢市にあります。刑務所出所者等が入所しており、早期自立に向けた支援を行っています。本年、施設の老朽化による全面改築にあたり、改築資金の一部を補助金交付し、社会の健全な一員として多くの人を社会に送り出す活動を支援します。	

## (2) 広報・啓発活動の推進

### ① 現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等に自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした者等が社会に孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で明るい地域社会を築くための全国的な運動であり、本市においても街頭啓発活動等を実施しています。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近ではないため、市民の関心と理解を得にくく、「社会を明るくする運動」が十分に認知されていないなど、市民の関心と理解が十分に深まっているとはいえないこと、民間協力者による再犯防止等に関する活動についても、市民に十分に認知されているとは言えないことなどの課題があります。

## ② 具体的な取組施策

<b>社会を明るくする運動の推進・啓発</b>	総務課
7月には「社会を明るくする運動」内閣総理大臣メッセージを保護司から伝達を受け、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの改善更生のための啓発活動に努めます。また保護司会と連携し、保護司会が主催する書道展などを後援するほか、広報「すず」を通して、再犯防止に関する活動を市民にお知らせします。	

**【問い合わせ先】**

珠洲市役所総務課

〒927-1295 珠洲市上戸町北方 1 字 6 番地の 2

T E L : 0768-82-7711

M a i l e : [soumu@city.suzu.lg.jp](mailto:soumu@city.suzu.lg.jp)